

松山市立北久米小学校 ネットワークの利用に関するガイドライン（中・高学年用）

1 趣旨

このガイドラインは、北久米小学校コンピュータネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を正しく利用するため必要なことを決めたものです。

2 コンピュータの使い方

- (1) 教室やパソコン室のパソコンは、先生の許可をもらってから使しましょう。ただし、昼休みにパソコン室を使う場合は、情報委員会の人に許可をもらえば使うことができます。使い方が分からないときは、先生や情報委員会の人に聞きましょう。
- (2) パソコンの設定を勝手に変えないようにしましょう。パソコンの画面やアイコンなどを勝手に変えたり、人の作品を消したりして、みんなにめいわくをかけることをしてはいけません。まちがって変えてしまったときは、先生に報告しましょう。
- (3) 画面が動かなくなった（フリーズした）ときや意味の分からない画面が出たときには、すぐに電源を切ったりせずに先生を呼びましょう。
- (4) データは先生の指示にしたがって、決められた場所に保存するようにしましょう。他のデータを動かさないようにしましょう。
- (5) パソコンの電源を切るときは、使っていたソフトを全部おわらせてからにしましょう。
- (6) 印刷する場合は、先生に許可をもらってから使しましょう。

3 ネットワーク（ホームページ、電子メール、掲示板等）から集める情報

ネットワークは使い方によってはとても役に立つ情報が集まります。

- (1) 利用の制限
ネットワークの利用は必ず先生の許可をもらってから使しましょう。先生がいないときには、使ってはけません。また、使う目的（調べたいもの、見たいホームページ）をはっきりさせてから使しましょう。
- (2) 有害情報
たくさんの情報の中にはみなさんに悪い影響を与えるものやみなさんを困らせるものがあります。そのようなものを見つけた時は、すぐに先生に伝えましょう。

ア 大人向けのページ

イ お金を要求するページ

ウ 他人の悪口やいやなことをかいているページ

エ パスワードを聞いてくるようなページ

オ その他意味のわからないもの

(3) 禁止事項

ア プログラムのダウンロード

イ 買い物・懸賞などへの応募

ウ 有料のページ

エ 許可をもらっていないメール

オ 学校やそのパソコンを使う人に迷惑がかかること

4 ネットワーク（ホームページ、電子メールなど）から発信する情報

ネットワークを使うと自分たちが世界中に向けて情報を発信することができます。そのためにはいくつかのきまりを守らなくてはなりません。

(1) 情報の著作権（作った人の権利）

ネットワークにのせる情報（文、絵、写真等）は、それを作った人の権利に十分気をつけましょう。ネットワークへのせる情報は、みなさんが作ったものだけです。また、自分でかいたものでもテレビやマンガの登場人物などはのせてはいけません。

(2) 個人情報の保護

ネットワークにおいて、あなたやほかの人の個人情報（その人の様子をあらわす情報）をのせてはいけません。ただし、行事やみんなの作品、学習活動の紹介などどうしてものせる必要がある場合には、次のようなことに気をつけましょう。

ア 名前等

友達が作った作品等の紹介では、作った人のことはできるだけのせません。名前は「1年Aさん」とか「6年Bさん」のようにしましょう。

イ 写真

友達が写っている写真をのせる時は、先生に相談しましょう。のせる場合もたくさんの方が写っていたり顔がはっきり見えなかったりするものを使いましょう。

ウ その他の個人情報

住所、氏名、電話番号、生年月日、家族や兄弟の様子等の情報は、絶対にネットワークにはのせてはいけません。

(3) のせてはいけない情報

みなさんは北久米小学校の代表として情報を送ることを十分考えて、情報を作ったりのせたりするようにしましょう。

ア 法律に反する内容

イ 個人情報に関する内容

ウ お金儲けや物のやり取りをしようとする内容（何かを交換したり売ったり買ったりすること）

エ だれかをばかにしたり困らせたりする内容や、差別につながる内容（先生がふさわしくないと思われること）

(4) のせてもよい情報

自分たちが調べた学習のまとめや自分たちの作品、行事の様子のお知らせなどいろいろな権利に注意して自分たちが作ったものはのせてもかまいません。のせたいと思う情報は必ず、先生に見てもらって許可をもらいましょう。